

### 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書

今国会においては、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な、標準定数法の改正法が成立しました。改正法の附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずること等が明記され、当面35人以下学級の着実な実行が重要であります。

日本はOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多い状況です。しかし、一人一人の子どもに丁寧な対応をするためには、1学級当たりの規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」では、回答者の約6割が、小・中学校の望ましい学級規模として26人から30人までを挙げています。OECD諸国並みの教育環境を整備するために、国の財政負担と責任で学級編制標準を30人以下とすべきです。

また日本は、GDPに占める教育費の割合が、OECD加盟国28カ国の中で最下位となっています。さらには、三位一体改革によって、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。義務教育費国庫負担制度は、自治体の財政状況に左右されることなく、すべての子どもたちが等しく教育を受けられるように制度化されたものであり、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として、現行教育制度の重要な根幹をなしています。この制度を堅持・拡充することは、全国的な教育水準の確保、教育の機会均等を図る上で不可欠であります。

よって、政府におかれては、平成24年度の予算編成において、次の事項が実現されるよう、強く要望いたします。

- 1 多様化・複雑化する教育課題へのよりきめ細やかな対応や地域に根ざした教育の実現のため、少人数学級をさらに推進すること。具体的学級規模は30人以下とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、豊かで行き届いた教育を実現するため教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年7月4日

長岡市議会議長 酒 井 正 春

(あて先)

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣